

発表事項

- 1 令和6事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 2 令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 3 令和6事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 4 令和6年1月審査分の審査状況
- 5 令和6年2月審査分の特別審査委員会審査状況

令和6事業年度流行初期医療確保措置関係業務事業計画

令和6事業年度 流行初期医療確保措置関係業務事業計画の概要

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、流行初期の感染症医療を提供する対象医療機関に対し、都道府県からの委託を受け、流行初期医療の確保に要する費用を支給する。
- 感染症が発生していない平時においては、システム関連経費等を事務の執行に要する費用として都道府県から徴収する。（令和6事業年度当初予算として計上）

流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用 48,524千円

- 感染症が発生した有事においては、対象医療機関への流行初期医療の確保に要する費用の支給に関し、都道府県が負担すべき費用及び有事で必要となった事務の執行に要する費用を都道府県から徴収し、加えて流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金を健保組合等の保険者から徴収する。（有事の際に当初予算を変更）

● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）抄

（支払基金の業務）

第三十六条の二十五 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第百二十九号）第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）を行う。

一 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。

二 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。

三 第三十六条の九第二項の規定により都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置に係る事務を行うこと。

四 第三十六条の二十三第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託された返納金の返納に係る事務及び保険者等への還付に係る事務並びに流行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計予算

令和6事業年度 流行初期医療確保措置特別会計予算のポイント

運用に係る経費：48,525千円（主な財源：都道府県事務費48,524千円）

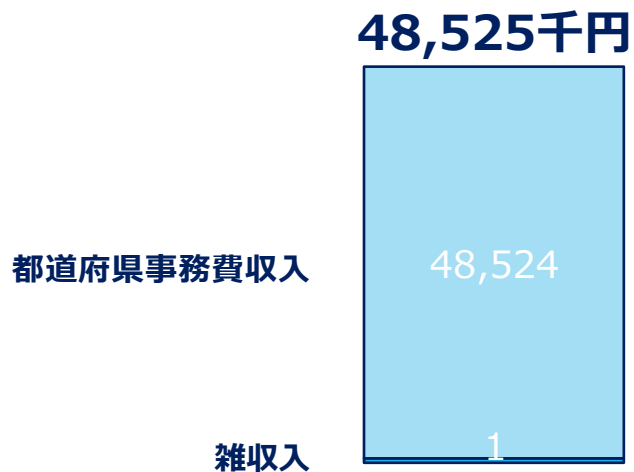
- 流行初期医療確保措置特別会計予算については、感染症に係る発生等が公表された場合に、流行初期医療の確保に要する費用の額を積算し予算変更することを前提としている。
- そのため、当初予算は流行初期医療の確保に要する費用は予算計上せず、都道府県と協定を締結した医療機関（以下「協定医療機関」という。）における診療報酬等の情報を蓄積するためのシステム関連経費等の事務の執行に要する費用のみの予算計上としている。
- 事務の執行に要する費用については、業務上必要な実費相当額を委託元である都道府県に対し、各都道府県の協定医療機関数で按分した上で徴収する。

流行初期医療確保特別会計収入支出予算

単位：千円

令和6事業年度

収入



支出

